

令和2年10月臨時会会議録

令和2年10月30日 金曜日 午前10時00分開会
議長 下山准一 副議長 新田道尋

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
教育長	高野博	総務課長	関宏之
総合政策課長	渡辺安志	財政課長	平向真也
農林課長	三浦重実	都市整備課長	長沢祐二

事務局出席者職氏名

局長	滝口英憲	総務主査	叶内敏彦
主任	小田桐まなみ		

議事日程

令和2年10月30日 金曜日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期決定

日程第3 議案第105号新庄市農業委員会委員の任命について

日程第4 議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより令和2年10月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において八鍬長一君、佐藤卓也君の兩名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

下山准一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る10月26日午前10時より、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集され

ました令和2年10月臨時会の運営について協議をしたところであります。

このたび提出されます案件は、議案1件、補正予算1件であります。会期につきましては、本日10月30日、1日と決定いたしました。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、10月30日、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は10月30日、1日と決しました。

日程第3 議案第105号新庄市農業委員会委員の任命について

下山准一議長 日程第3 議案第105号新庄市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

臨時議会の開催に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議案第105号新庄市農業委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現時点で欠員が生じている新庄市農業委員会委員1名について新たに任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

新たに任命をしようとする方は早坂浩樹さんで、任期は令和5年7月19日までであります。参考といたしまして候補者の経歴を添付しておりますが、本市の農業を振興していく上で誠にふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第105号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員会への付託を省略することに決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第105号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第105号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第105号はこれに同意することに決しました。

日程第4議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第8号)

下山准一議長 日程第4議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、本年7月28日に発生した豪雨災害で被災した箇所への復旧費用を追加するものであります。

補正予算書1ページ、一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ9,229万7,000円を追加し、補正後の予算総額を247億9,953万円とするものであります。

3ページの第2表におきましては、7月豪雨災害の復旧に係る災害・経営安定対策資金等の利子補給についての債務負担行為を設定しております。

また、第3表におきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加補正しております。

6ページからの歳入につきましては、13款に農地等災害復旧事業における受益農家からの分担金を計上しております。

また、15款国庫支出金には河川の災害復旧に係る国庫負担金を、16款県支出金には農地の災害復旧等に係る県補助金を計上しております。

次に、8ページからの歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

内容といたしましては、11款災害復旧費に計上しておりますが、農地及び河川における災害復旧事業費のほか、林道の修繕に係る費用を計上しております。また、被災者農地等の緊急復旧のための助成措置として小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金や損害を受けた農業機械等の取得に対する交付金、さらには生産回復のための薬剤や肥料などの購入に対する補助金など

を計上しております。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては財政課長に説明させますので、御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第104号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) それでは、私のほうから補正予算に関する質問をさせていただきます。

補正予算書の6ページなんです。歳入に関する16款2項9目1節の説明欄にあります強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型となっておりますが、この交付金の国、県、市の負担割合はどのようになっているのでしょうか。

続きまして、歳出のほうの8ページになります。11款1項1目18節の説明欄にあります、同じく強い農業・担い手づくり総合支援交付金、これの申請者数、それから被害の総額をどの程度把握しているかということと、申請された農業者の方の自己負担の割合は幾らでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、歳入につきまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきまして、その

内容についてまず御説明をさせていただきます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては被災されました農家への支援型ということで、その目的でございますけれども、トラクター、コンバイン、乾燥機等、畑地区におきまして機械格納庫の浸水によります機械の買換え費用という形で御理解をいただきたいと思っております。

また、その申請につきましては、6戸の農家と、また33件、1つの機械、一家でトラクター、乾燥機またはコンバインと数ありますので約33となっております。また、その申請額につきましては、トータル6,186万2,500円となっております。

負担割合につきましては、国が12分の6、県12分の2、市が12分の1、自己負担割合につきましては12分の3ということで、1,611万6,000円の見積りの中での御負担というふうな形でお願いをしているところでございます。

歳出につきましても、そのような形で歳出をさせていただいております。以上でございます。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 農業者の自己負担割合が12分の3ということで、こちらのほうは仮に、前も災害のときあったわけですがけれども、なかなか自己負担分が賄えないということで救済がなされなかったというふうな轍がありました。同じようなことにならないように、分担金を払えない農業者への救済措置というふうな点はどのようになっているかという点を1つと、あと、例えば、今トラクター、コンバイン、それから乾燥機等が水没して使えなくなったということで買換えという点が返答ありましたが、例えば共済関係に加入してしまっていて、共済からも一応下りるということで、それをまたいろんな面に使えるなという点で大変いいと思っておりますが、実際は共済はやはり強制加入ではないものですから、

任意で入っている人もいれば入っていない人もいます。つまり、この交付金を得ることによって強い農家は確かに、強い農家といますか、継続性のある、これからやる気のある農家は確かにすると思うんですが、まさにもうやっとなっているような農家の方々、申請なさらなかった方とかそういう方の救済はどうなっているのかという点をお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 今の強い農業につきまして、12分の3の御負担、なかなか大変であるということは私も理解をしているところでございます。そこで、この1,611万6,000円総額の中で、無利子による貸付事業ということで、災害・経営安定対策資金利子補給制度というものを御利用いただければなというふうに予算上計上させていただいております。

その中身につきましては、今現在、9月末の基準金利が1.6%となっておりますけれども、その0.8%につきまして、県が0.532、市が0.268の負担をしまして0.8%の負担分とします。それで、残りの0.8につきましては貸付金融機関で負担をいただくという形で、何と申しますか、自己負担分直接の支援という形はできませんでしたが、もし借りの場合の利子補給という形での支援をさせていただきたいと考えておるところでございます。

実際8月8日に現場のほうを伺いましたし、その後も何度か被災された皆様の機械の買換えについて御相談をさせていただいているところでございますけれども、この制度を利用したいというふうなことで御相談は今現在受けていない状況でございます。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 言わんとすることは分かりますし、借入れをしてまで継続したいとい

う農家は、恐らくいわゆる強い農家というか、今現在きちんと基盤がもう決まっていると、これからやっていくという意欲のある農家だと思うんですが、今非常に農家が多いのでは、いっどうなるか分からないという不安があって農家をしているというのが多いんです。恐らく畑地域の方々の中でも、一生懸命これからやっという意欲のある農家と、今回の水没でもうどうしようもないと、交付金をもらってまでも継続するメリットがあるのかなと思っている農家もいらっしゃるはずなんです。

ですから、もしこれが今回議会を通過しまして執行されるといった場合に、交付金、それから救済措置をいろいろ取った場合に得られる効果、この交付金を交付することによってどれだけの効果が上がるかという点はどのように考えておられますか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 交付金による効果ということでございますけれども、今現在、御希望を取って、実際に6,186万2,000円の機械を購入されて稼働しております。コンバインにつきましては、この資金を使って既に購入されている方もおりますし、乾燥機についても設置をして使っておられる方もおります。ですから効果的には、私たちは、前倒しという形で国が認めていただいているものですから、希望なさっている方につきましては御利用いただいているというふうに自覚をしております。

また、畑地区に限りましては移転というふうな問題も含んでおります。それで、私どもも人・農地プランということで、今後、中心経営体としてどなたがどのような農業経営をやっというふうなことで、一度でございませぬけれども、災害が起きる前に御相談をさせていただいた経緯がございます。これから農林課として今後の担い手の育成につきまして

は深く関わっていききたいなと考えているところ
でございます。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） それでは、まずは歳入
の3ページの地方債補正の関連するところを申
上げますと、農地災害復旧事業費670万円と
いうところ、そして歳入に当たっては、7ペー
ジ、22款1項7目2節、これは先ほど申しまし
た市債の農林水産業施設災害復旧債670万円と、
次には6ページの13款、災害復旧費分担金、そ
して8ページの11款1項1目農地災害復旧費の
内訳、説明書の中で工事請負費の1,683万5,000
円、この部分全て関連するかと思いますので質
問させていただきます。

まずお尋ねしたいのが、災害項目の農地災害
復旧事業費のうち工事請負費について、元畑地
区から昭和地区の4つの復旧工事を予定してい
るわけですが、工事費について農家1戸当たり
の復旧事業費は幾らになるのか。

また、災害復旧工事、この予算書においては
工事請負費となるかと思いますが、これら工事
費についての国庫補助率及び被災農家と市の負
担割合について。また、被災農地の何%が今回
この事業で復旧できるのかということ。また、
この負担割合についての見込みの制度設計はど
のように行っているのか。

そして、農林水産施設災害復旧費の起債充当
率及び交付税措置はどのようなものであるのか。
また、このたびの災害というのは、まだ先の話
になるかと思うんですが、激甚災害指定に該当
する見通しがあるのかどうなのか。ちょっと多
いですが伺います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 まず、農地災害復旧事業の中
の個人ということでございますけれども、すみ

ませんけれども、個人ということではなくて箇
所数と……。この分担金につきましては、農地
が50%、施設が65%という負担割合になってい
ます。それは国から助成されますよというふう
になっておりまして、このたびの氾濫したこと
によりまして、元畑地区でございますけれども、
3か所、0.65ヘクタール、受益者の負担は105
万4,000円という数字でございます。また、昭
和地区につきましては、1か所、0.1ヘクタール
ということで、受益者負担分ということで62
万8,000円となっております。

また、全体の工事費、今回の概算でございま
すけれども、1,683万5,000円、国庫補助が891
万3,000円、市負担が623万8,000円、受益者負
担が168万円となっております。

その負担の設計、負担割合ということござ
いますけれども、基本的に国の災害復旧では、
50%まず国が負担します。残りの50%についま
しては市町村と受益者の方で負担をしてくださ
いというのが最初の考え方です。そういうふう
な考え方で行っております。

それで、この受益者の負担割合につきまして
は市としましては、平成30年の災害におきまし
て、50年に一度の災害ということございまし
たけれども、そのときに受益者の方々からは総
工事費の1割を御負担いただくという形で事業
を進めさせていただいているところです。それ
で、今回も、平成30年からこのたびの令和2年
まで農家の負担感については変わりはないので
はないかということから、今年度も1割の御負
担をお願いするという考えでおります。そして、
その1割を、100%工事費という考え方で、1
割を御負担いただく。残りの90%に対して今後
激甚災害のかさ上げ部分が入ってくるというふう
な考え方になっております。

激甚災害の指定につきましては、令和2年5
月15日から7月31日までの豪雨災害についま
しては、8月25日で閣議決定を受けて激甚災害の

指定を受けるというふうになっております。けれども、これからそのかさ上げ部分がどれくらいになるのかというのは、全国的に発生する災害等を加味いたしまして、年度末にどれだけかさ上げ部分が来ますよということから、今現在は国の負担は50%だよという考えの下、負担をさせていただいているところです。

それと、工事費だけがかさ上げ分になると、国の補助を受けることになっているものですが、ただ、工事をするためには測量設計業務委託ということも必要になってきます。その測量設計業務委託費につきましては、市の負担で農家の方の負担を極力抑えたいというふうなことで考えさせていただいているところでございます。私からは以上です。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 起債の部分について私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、市の負担分、国の補助の残りの部分ということになりますけれども、そちらにつきましては充当率が100%でございます。こちらのほうの後年度での交付税の措置率ということでございますが、95%となっております。以上です。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） ただいまの説明の中で御回答いただけなかったのが、被災農家1戸当たりの復旧事業費が幾らかということは返答がなかったんですが。

今回のこの復旧事業は、県を介して国の国庫補助金に該当する事業になるはずではないかと思っております。そして、暫定法に基づいて国庫補助率が見込まれる事業なのではないかと推察をしているわけです。そうしますと、基本補助率で制度設計を今しているというふうに理解をしているんですが、農家1戸当たりの復旧事業費によって、1次高率、2次高率というふう

に補助率がもともとからかさ上げされていくのではないかなと思うんです。そうになっていくと、残った補助残の部分に対して市が90%負担する、そして農家が10%負担するという形になってくれば、農家の負担割合が大きく変わってくると思っているものですから、最初から工事全体に分担金を課すという考え方ではなくて、暫定法であるのであればそういった制度設計というか計算ができるのではないかと思っているんです。そうなれば市の負担割合も軽減される、また農家の負担割合も軽減されるというふうに私は見通していたわけなんです、その点についてはどのようなのかということですね。

また、最上郡内ですけれども、こういった災害については町村の大小にかかわらず同じ事業が当てられるかと理解しております。そうすると、周辺町村で暫定法に基づいた補助率の決定をしている場合、農家の負担割合が随分違ってくるということで、新庄市の農家にとっても、何でこんなに違うんだという意見が出されてきます。そういった点についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 先ほど個人負担につきましてお答えできなかったということで、今、資料の中でお答えをさせていただければと考えているところです。

一つ一つ、元畑地区につきましては、農地、土砂の流入ということで概算では1,265万円を見ているところでございます。農地が50%、施設が65%、国庫補助率につきましては632万5,000円、市の負担を40%と考えまして506万円、受益者負担は概算費用の10%ということで126万5,000円。元畑地区1件目につきましては、概算費用101万2,000円、国庫補助50万6,000円、市負担40%ということで40万4,800円、受益者負担につきましては10万1,200円。あと元畑地

区につきましてもう1件、概算費用では138万円、国庫補助率69万円、市負担は55万2,000円、受益者負担113万8,000円。

次、昭和地区でございますけれども、こちらは、農地の部分、のり面の崩落または用水路の破損ということで、まずは農地の部分につきましては100万円を見込んでおります。農地50%ですので50万円、市負担が40万円、受益者負担が10万円。昭和地区の施設、水路の破損でございますけれども、300万円を見込んでおります。65%の国庫補助率でございますので195万円、市債が75万円、受益者負担が30万円ということで、個人ごとの費用負担の内訳を説明させていただきました。

それから、他の町村と新庄市のなぜ設計が違うのかというふうな御質問で、それにおける受益者の負担は大きく変わってくるのではないのかというふうな御質問だと思います。

まず、私も平成30年度の考え方を踏襲をしましたというふうなこと。まずは税の負担の公平性からいいますと、無償で、受益者の方からゼロという形でスタートしていいものかということが1つございました。そして、まず100%、そして1割については受益者負担していただくものとしてまず、そして残りの90%に対しまして暫定法、激甚法という形で上乘せの設計をしております。そして、これは町村の考え方でございます。新庄市は1割の負担をいただきました。では、他の町村はゼロですよ、そうしますと、100あるうちに、その中の暫定法、それから激甚法ということでぐっと国の負担は増えることになります。おっしゃるとおりなんです。

そもそも、ではなぜ新庄市は1割の御負担をいただく考え方になったのか。これは、税の公平性からいって、利用する者と利用しない者、同じ利益を受けていいのだろうか。皆さんに御負担をしていただくという基本的な考え方に立ちまして、まずは御負担をいただき、でないと、

例えば小規模災害では2分の1、これは法令に基づいて2分の1の、例えばAという人が国庫補助を受けてゼロになりました、隣の小規模災害の方は2分の1を御負担していただかなければならない、そういうふうな不公平感。そういうふうなことからやはり御負担をいただくべきであるというふうな平成30年度の判断に基づいて、今回も設計させていただいています。

ただ、1割の負担でありますけれども、私も測量設計業務委託は市で持っていますよというふうにお話をしました。平成30年度の最終的な御負担、測量設計業務委託を含めた形ですと6.6%の受益者の方の負担となっております。そして、他の町村は100%だから、それはいいでしょう。あとは、測量設計業務委託費は頂きますよというところもあれば頂かないよというところもあります。あと、小規模災害とそのバランスをどう説明をしているのかは、私にはちょっと分からないところがございます。

ですから、決して負担感のある負担を受益者の方、困っている方をお願いをしているということではございません。新庄市ではできることをできる範囲でさせていただいているというふうに御理解をいただければと考えております。以上です。

3 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番（叶内恵子議員） すみません、暫定法によればですね、先ほどから総額に対しての負担の金額などは御説明いただくんですが、制度とどうか補助率を決定していく場合、被災農家の1戸当たりの復旧事業費について御回答いただけないのが残念だと思っております。

この金額、1人当たりの復旧事業費の額によって、基本補助率は最初は50%ですが、1次高率については80%になり、2次高率については90%になるわけです。そうしますと、全体の工事費のところから国の補助金の補助率が変わっ

てくる、上がってくるわけですから、残った補助残について新庄市が90%、そして農家が10%という計算にすることができるのだと理解するんですが、最初の段階から工事費に対して10%ということではもともとはなくてもいいのではないか、これが国の制度設計なのではないかと理解しているわけです。

そして、農家の負担割合を最大限に軽減している、そして税の公平性ということなんですが、平成30年度にも照らし合わせなければいけないということなんですが、平成30年度に豪雨災害があつて、今回それを超えるような、降雨量については平成30年度よりも新庄市においては少なかったのですが、やはり県全体で降ってきたときに、あの最上川の増水の本当に激甚と言えるような状態を見た場合に、これから先、こういった天候の異常によってより一層災害を受けることが多くなるというか、それはまだ先は分からないことですが、現に起きてしまっているわけです。そうした場合に農家の方々が同じような状態で被災をした場合、自分の責任によらない天災によって被災をした場合に、そこに復旧費が過分にかかってくることになる、やはりもうやめようかという農家はどうしても増えてくるんだろう、それが新庄市の現状ではないのかなと思うわけです。

そうした場合に、この国の制度をしっかりと活用して農家の負担割合をやはり減らしていくということは、本当に政策として重要なのではないかと思うところなんです。今回、こういった災害が山形にかかわらず他県でも起きております。他市で、市町村類型で4の3という都市化が進んだ一般市の方とも情報交換などをしたんですが、そちらの自治体もこの制度を活用して、やはり過去に例のない豪雨による自然災害が頻繁に起こる可能性が高いという考えの下に、農地について被害が広範囲にわたって、農家が手の打ちようのない状況に陥っていくことにな

らないように、また、農地を地域の産業として健全に守り育てるために、国の支援による災害復旧事業の採択を受けられるよう作業を進めていると。農家の負担軽減を図っていくんだという強い意志があるということを理解し、聞き及んでおります。

新庄市においても、山形県内の中でも4位になる農地面積を誇っていると理解しております。そういった中で、新庄市においては特に農地を地域の産業として健全に守り育てるということが、そして農家の営農意欲を失わせないということが本当に重要なのではないかと考えるんですが、制度について、またこういった考えについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 まず先に暫定法につきまして、または激甚指定におきます補助残につきましてでございますけれども、今現在50%ということでございますけれども、今後市が手続をしまして、12月頃になろうかと思っておりますけれども国の査定を受けて、1月頃に暫定法によるかさ上げ部分が確定されるかと考えております。

続きまして、激甚指定を既に受けておりますので、その算定につきましてのプラスアルファの部分につきましては、例年どおり考えますと年度末というふうな形で交付される流れとなっております。

また、農家負担の考え方、このような状況の中で本当に困っている農家について手厚い方策がないのかというふうなことでございますけれども、国の補助につきましては、100%国が補助をしませんよ、一部の負担ですよと、やはり地元の負担をいただくというのが原則でございます。先ほどお話ししましたように、100%の事業費の中で50%はまず国が見ますよと。あとは、残りの50%につきましては、その市町村、

受益者の考え方で決めてください。ですから、他の市町村は100%農家負担をいただかないで計算をしますよと。私どもは1割を前提としていただきまして制度設計をしますよと。

そして、その全ての税の公平性ということでまたお話を戻させていただくようで大変申し訳ないんですけども、激甚災害を受けたその地域の中で、Aという人はゼロですよ、負担はありませんよと。県の小規模災害事業において負担をいただくことについては、2分の1の負担をいただきますよ。同じ災害の中でこの負担割合はどうなんだろう。全ての農地を、新庄市が税をつぎ込んで、税を使って修繕をしていくというふうな考え方でございます。それにつきまして、平成30年度の災害においては1割の負担をいただくという形で進めさせていただいております。何度も同じことを言って申し訳ございませんけれども、そのときの負担感と2年後の今年の負担感、変わりはないということで説明会に臨ませていただきました。

そして、このようなお話をさせていただきまして御理解をいただいたということで、私どももあの現状、8月8日説明に行ったとき、まだ片づけも終わっていない、泥だらけの形で7時に集まっていたいただきました。その中で、どうしても3週間以内に国に報告をしなければならぬというタイミングで話をさせていただいて、負担はやはり大変だけれども、やむを得ないなというふうな形で御理解をいただいたというふうに考えているところです。御理解をお願いいたします。

下山准一議長 ほかにありませんか。

4番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4番(八鍬長一議員) 補正予算書の8ページ、11款災害復旧費1項農業費1目農地災害復旧費のうち、10節から18節までの農地災害復旧事業について、一部重複する点はあるかもしれませ

んが、質問いたします。

この補正予算書では3か所の復旧をするということですが、この3か所で今回被害を受けた全面積のうちの何%が復旧する見通しにあるのでしょうか。

産業厚生常任委員会では8月4日に現地視察をさせていただきました。水の力の大きさに、改めてその怖さということを感じました。地元の古老に話を聞きますと、八十何歳だけれどもそんな経験はないと言っていますから、私は100年に一度の最上川水系における被害ではなかったかというふうに思います。3日前の山形新聞ではまだ稲刈りができないということが大きく報じられていましたし、あの地区も砂利が入っていて機械が入れないということで稲刈りがほとんどがされていません。

水害から3か月たちましたけれども、本当に地元の農家の方々は大きなパンチを食ったと思います。3か月たってやっと起き上がったけれども、その次のファイティングポーズが取れない、そういう状況にあるんじゃないかと思えます。そういった場合、行政がやるべき役割というのは、農家に寄り添って今後の新庄市の農業振興を考えていくべきではないか。新庄市の農地面積は4,800ヘクタールあります。その全体から見れば僅かな農地かもしれませんが、その姿勢をこのたびは示すべきではなかったかなと思います。

やっぱり意欲をどう農家の皆さんに持ってもらうかということが非常に大切なわけでありまして、そういう点では、1割負担が先にありき、平成30年の負担割合、そこを超えてはならないということを最初に言っていますけれども、そこはもっと柔軟に考えて新庄市の農業ということを考えていくべきではないかと思えます。多分、激甚災害に指定なるでしょう。この前例は、これから起きるいろんな災害に、この激甚災害を超えるような災害というのはそうないでしょ

うから、それに適用になっていくと思われま
すから、しつこいようですが、くどいよう
ですが、そういう聞き方をしているんです。

一番心配なのは、先ほど質問しました農地面積の何%が復旧する見通しなのかということで、では復旧しないところはようになっていくか。耕作放棄です。いずれは原野になって、誰もそこを耕さないという状況が一番怖いわけでありま
す。水害だけではない、後継者などの問題もありま
すけれども、そうならないようにしていくことが私たちの課題ではないかというふう
に思いますが、いかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 このたびの最上川の氾濫によりまして約55ヘクタールの冠水を確認しております。その中で今回どれだけの面積かということ
0.7ヘクタール、54ヘクタールのうちの0.7ヘクタールが今回の国の災害復旧に対する申請というふうになっております。そのほかにつきましては、今集計をしておるところでございますけれども、小規模災害という形で随時対応させていただきたいと考えているところ
でございます。

その小規模災害の中で何が特徴的なのかということをお話しさせていただきますと、ポンプ
です。13か所で水中ポンプが流されましたということで、早速これも対応しなければなら
ない。今まではのり面の崩壊等の工事が一番問題になっておりましたけれども、このたびの水害でポンプが流されましたということでござ
います。それに対しては随時対応していきたいと考えているところ
でございます。

また、このたびの水害で、鶴の子地区、刈取りはどうなんだろうかというふうなことで現場
を拝見させていただきました。泥はかぶっていました。そして、刈取りのほうは何とか行わ
れているようです。共済のほうに確認をしましたところ、今調査中ではっきりしたことは言えま

せんけれども、かなり収量が落ちているような状況です。畑地区につきましても、まだ刈取り
ができないような状況というのも確認させていただいております。それから、元畑地区につ
きましても、本当にすごい、水の力というのはすごいものだなというふうなことで確認をさ
せていただきまして、やはり刈取りができないんだというふうなことでござ
います。

それでは、ではこのたび令和2年度におきましてまだ手を挙げていない今後の方々について
どう考えているのかというふうな御質問でござ
いますけれども、まだ予算取りも御説明もさ
せていただけない中で検討させていただきたいという案件が1つござ
います。

このたびの11節の87万5,000円、当初予算に盛り込ませていただいております。この考
え方は、平成30年度に起きた災害に対応する予算措置と、35万円の5か所、その2分の1補助
というふうにご
うに考えさせていただいているところ
でございます。これにつきましては、その当時はやはり、経費をかけて直すのかというふう
に戸惑われた方につきましても、国が考えている3年間の間であれば直していいですよとい
うふうなことで、それを踏襲した形で、県はこの小規模災害は1年で終わりますけれども、
国は3年見ているよ。ただし、お金が出てくるわけではないので単費で予算計上させて
いただいております。もう1か所については検討しているというふうな
ことでござ
います。

ですから、ここで断言することはできませんけれども、御理解をいただきながら、来年度
につきましても、今後令和3年、4年という形で災害に対応できるように検討していき
たいと考えておりますので、御理解よろしくお願
いいたします。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番（八鍬長一議員） 災害全体のうちの7反歩しか復旧対象になっていないということです。たった7反歩ですよ。残る面積が耕作放棄にならないように今後とも指導していただきたいと思ひますし、私も地元の皆さんにそういう働きかけをしますけれども、今後、市農業行政としてどうその辺をしていくのか、再度返事をお願いしたいと思ひます。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 1つ訂正をさせていただきます。

私、水に冠水をしたということで54ヘクタールということで説明をさせていただいたつもりでございますので、実際にどれぐらいの災害があったかというのは、個々に測量させていただいて積み上げていかせていただきたい。その中で今回の0.7ヘクタールについては、国に申請する段階でこれだけの面積という形で報告をさせていただきましたので、確認をすることができたというふうなことでございます。

今後の農政、被災された皆様方に対して今後新庄市はどう考えているんだというふうなことでございますけれども、私たちもできる限りの対応をさせていただきたいというふうに、熱意を持って対応させていただきたいというふうなことでしか今お答えできないんですけれども、補正予算の枠の中で、皆さん取りこぼしがないように連絡を密にしまして、関係機関と連携を取りながら対応していきたいと考えております。どうかよろしくお願ひいたします。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。
ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 6ページの13款2項1目で農地等災害復旧事業費分担金、農家負担ということで、これが多分大規模のほうの農家10%の負担かなと思ひます。また、8ページの11款の1目の小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金714万6,000円というのが出ておまして、この金額、2分の1受益者負担と先ほどからありまして、小規模の場合は農家の負担が714万6,000円と見込んでいるのかなと思ひて見るところですが、それぞれ何件なのかということをお願いいたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 見込みということでございますけれども、今現在は15件を見込んでおります。その中の13件が先ほどお話をさせていただきましたポンプ修繕と買換えということになっていきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどからの皆さんのお話の関連でなんです、大規模の災害の場合の農家の負担が10%、それから小規模の場合は2分の1が農家の負担だということなどについてなんです、特に、まず大規模のほうでは、見ますとほかの町村よりも市の負担が大きいという声がありました。今回もかなと思われる災害のあった大蔵村では、50%国、そして補助残50%のうちの10%が農家負担ということで、大蔵村の場合は5%の農家の負担だということでした。

また、戸沢村をお聞きしてみたところ、戸沢村では、確かに先ほど課長がおっしゃったように、測量費などについても農家負担があるんだというお話もありましたけれども、例えば平成30年度の場合は、ある県の工事を見てみると結

局農家負担は29分の1でした。つまり3%から4%の間での農家負担にさせていただいたということが分かりました。これはなぜかというのと、激甚災害などの補助を受けると工事費だけで97%から98%もの補助になって、市が、おっしゃったように工事費は市町村が払っているんですけども、国庫補助を引いてみると残りが3%から4%、工事費だけで見れば2%から3%の農家負担で済んだという話でした。

このように考えていくと、激甚災害指定を受けているわけです。そして、補助金が上がるだろうということが、どのくらい上がるかははっきりはしていませんけれども、上がるだろうということが分かれば、国の補助が年度末に来た段階で市の負担が確実に減るわけです。できれば、その段階で農家の負担を軽減できるのではないかと思うんです。戸沢村のように工事費の97から98%も補助が出たということですので、そういったことも、激甚災害指定の結果で多分農家の負担が減るんじゃないかなと。市の負担が減るので農家に対して補助を……、10%もらおうと今回決めたとしても、激甚災害指定で補助が来たからといって負担を少なくしていただけるということで農家に言っていたら、非常に農家としては助けられるというか、そういうことになるだろうと思うんですが、どうでしょうか。

激甚災害指定で、さらに今回の災害の補助の場合は、先ほど財政課長からも言われたように、地方債を増やした場合、償還はほとんど交付税措置ということで大きく来るわけです。それを考えたときに、やはり農家に続けていただけるように、少しでも負担が少なくなるように、ほかの町村の頑張っている姿などを参考にしながら、今後、今回10%と決めたとしても激甚災害指定が来たのを見て下げるといって、農家の負担を、今のところ10%ですが、下げることができたよというふうに言っていたら、農家

としては大変ありがたいというふうに思うんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 分担金の考え方ということでございます。先ほど来私のほうからお話しさせていただくのは、やはり税の公平性をどう考えるかということだと思います。50%、残りの50%については新庄市と受益者の方で決めてくださいよというのが国の考え方なんです。その中で、平成30年度の段階でひとつ1割の御負担をいただきましょうという形で事業をさせていただいております。今おっしゃったように小規模のお話もしていただきましたけれども、同じ大きな災害と隣に小規模災害があったとき、大規模災害にはすごい融通があって、小規模災害は2分の1負担をしなければならないのか。それだって制度設計の中で決まっていることでございます。

また、税を納める側。市税は投入されるわけなんです。測量設計業務委託につきましては、前回の結果では事業費の半分が測量設計業務委託ということにもなっておりますし、最終的な測量設計業務委託を含めた個人の分担費用は6.6%と、1割だけが今走っておりますけれども、6.6%という形の御負担内容になってます。

今後、国が激甚指定をしたときに何%になるのか不明な中で、やはり平成30年度の考え方を踏襲をさせていただきたいということでこの予算額を上程させていただいておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと考えているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 新庄市の農業、産業として大事なのが農業だというふうにみんな認識しておられるわけです。そして、農業の中でも

特に稲作が一番大きく言われているところなんです。ところが、米の価格がこの間も市内の業者の方から大暴落したという話をお聞きしてびっくりしたんですが、がっかりしたというか。そういうふうに農家の方が一生懸命作っても価格が保障されていない。結局ぎりぎり、赤字で農家を、米作りをしているという方が多いような気がします。そういう方々にやめてもらっては困る、できれば続けていただきたい、頑張ってください。そういう意味を込めて私は、これは農家でなくても、新庄市民の多くの方は農家に頑張ってもらいたいとみんな思っていると思います。そして、田んぼがあることが新庄市の最高の宝でもありますし、これを守るということを考えたら、これは全市民的な課題ではないかと、新庄市の大きな課題ではないかと、米を守るということ、農地を守るということ。

それを考えたときに、私は、農家が災害を受けて田んぼをもう1回できるようにするなどの災害対策について、市の負担ができるだけ低くできるようにするというのは、これは税の公平性でもあると思います。市民が望んでいることだろうと思います。田んぼがなくなっただけで困ると多くの方が思っているわけですし、そういう農家は、はっきり言って私は本当は公務員並みに生活を保障できればいいだろうと思っっていますが、全然そこが届いていない。そういう中でぎりぎりで行っている農家に対して応援するというのが、行政として最大限応援できる、激甚災害指定を受けたら補助が多く来る。そうしたら農家の負担が減らせると。そういうふうにもう少し頑張ってもらいたいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 農家の方の状況、御負担、議員と同じ考えでございます。何とか支援をしていきたいという考え方は同じであろうかと思

います。ただし、私ども、先ほど何回となくお話をさせていただいておりますけれども、それでは災害が起きたときにどこまで市が市税を投入して守っていくべきものなのか。個人の財産についてどう税をつぎ込んでいったらいいんだろうか。税を納める側のお気持ちも考えないといけないのではないかなと考えています。

公共施設、皆さんが利用する道路に対して税をつぎ込むことに対して、誰も不満をおっしゃる方はいないと思います。ただし、個人の財産に対して全て市が補填をする、守っていくというスタイルが果たして正しいものなんだろうか。私も随分考えさせていただいた結果、やはり踏襲をさせていただきたいと。平成30年度に起きた災害もこのたび受けた災害も、災害を受けた方については同じはずなんです。ですから、同じ負担をいただくというふうなことで制度設計をさせていただいたところです。よろしくお願いいたします。

下山准一議長 ほかにありませんか。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 端的に1点だけお伺いします。本来であれば12月定例会の話題かなと思います。これは、被災された方々が早く復旧してほしいから、あえて10月臨時会を設定したのかなと推察しますが、これまでの質疑の中で、課長答弁の中で地元説明会というものが開かれたと。事業の詳細を説明する中で、実際被災された方々、つまり農家の方々はこの今回提出されている復旧案に関しては賛成、賛同されているんですか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 このたびの国の災害に対しましては、賛同いただいて申請をさせていただいているというふうに考えておるところでございます。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第104号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

閉 会

下山准一議長 以上で、今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時23分 閉会

新庄市議会議長 下山 准 一

会議録署名議員 八 欽 長 一

〃 〃 佐 藤 卓 也